

4 月 教 育 委 員 会 会 議 会 議 録

日時：令和5年4月26日 午前9時

場所：セントコア山口

(公開)

教 育 長	<p>それでは、ただいまより令和5年4月の教育委員会会議を開催いたします。</p> <p>最初に本日の署名委員の指名を行います。</p> <p>顕原委員、木阪委員よろしく申し上げます。</p> <p>それでは、本日は、新年度最初の会議でありますので、事務局の新任幹部職員は、順に自己紹介をお願いします。</p>
理 事	理事の原田と申します。よろしくお願いいいたします。
教育政策課企画監	教育政策課の横田と申します。よろしくお願いいいたします。
教育情報化推進室次長	教育情報化推進室次長の縄田と申します。よろしくお願いいいたします。
特別支援教育推進室長	特別支援教育推進室長の岡崎と申します。よろしくお願いいいたします。
地域連携教育推進課長	地域連携教育推進課長の高木と申します。よろしくお願いいいたします。
人権教育課長	人権教育課長の中村と申します。よろしくお願いいいたします。
学校安全・体育課長	学校安全・体育課長の大下と申します。よろしくお願いいいたします。
教 育 長	<p>皆さん、よろしく申し上げます。</p> <p>それでは本日の議題の審議に入る前に、審議の公開の可否について決定したいと思えます。本日の議題のうち、議案第2号、報告事項1、報告事項2は、教育行政の公正又は円滑な運営に支障を生じるおそれがあることから、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項」の規定に基づき、非公開とすることが望ましいと考えますが、いかがでしょうか。</p>
全 委 員	承 認
教 育 長	<p>それでは、議案第2号、報告事項1、報告事項2については非公開で審議することといたします。</p> <p>それでは、議案の審議に入りたいと思えます。</p> <p>議案第1号について、義務教育課から説明をお願いします。</p>
義務教育課長	<p>議案第1号の山口県教科用図書選定審議会に対する諮問についてであります。資料①の2ページから5ページとなります。</p> <p>はじめに、資料の5ページに載せております議案第1号参考資料に基づき、採択に関する内容の説明をさせていただきます。参考資料の「1 義務教育諸学校で使用される教科用図書の種類」と「2 教科</p>

用図書の採択替え」にお示ししておりますとおり、本年度は、2024年度、即ち令和6年度から使用する小学校用の教科用図書を採択する年でございます。また、特別支援学校や小・中学校の特別支援学級で児童生徒の障害の状態などに配慮して、使用が認められている絵本などのいわゆる一般図書の採択を行うこととなっております。「3採択の仕組み」に示しておりますが、県立の特別支援学校で使用される小学部の検定済教科書及び一般図書の採択は県教育委員会が行います。また、市町立小学校で使用する検定済教科書及び小中学校で使用する一般図書については、それぞれの市町教育委員会が採択を行います。

県教育委員会としましては、採択の適正な実施を図るため、③としてお示ししております指導・助言・援助を市町教育委員会や特別支援学校等に行うこととなります。このことは、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第10条に規定されております。この指導・助言・援助のために、具体的には、採択の基準と教科書を選定する際の資料を示すこととなります。その際、県教育委員会は、教科用図書選定審議会という諮問機関を設置して、教育関係者や学識経験者などから意見を聞くこととなっております。本議案は、この教科用図書選定審議会に対し、採択の基準や選定資料について諮問するためのものです。なお、諮問事項は、資料の3ページにお示ししておりますとおり、2点であります。それぞれの諮問の要旨について、説明いたします。資料の4ページを御覧ください。

まず、1の義務教育諸学校における令和6年度使用教科用図書の採択の基準についてでございます。(1)では、義務教育諸学校における教科用図書の採択について、一般的な基準を明らかにします。今年度は、小学校の各教科について示すこととなります。(2)では、特別支援学校及び小・中学校の特別支援学級で使用する一般図書の採択について、一般的な基準を明らかにするとともに、配慮すべき児童生徒の障害の状態に応じた絵本等を採択することなど留意事項を示します。(3)では、適正かつ公正な採択の確保に向けての全般的な留意事項について明らかにします。

次に、2の採択関係者に提示する令和6年度使用教科用図書の選定に必要な資料についてでございます。(1)の小学校の各教科の選定資料に関しましては、①にありますように「選定資料」を作成するに当たっての研究調査の観点について、及び②にありますように、①の各観点における研究調査の結果について、諮問いたします。(2)の一般図書の選定資料に関しまして、①から③までの3点について諮問いたします。

以上、教科用図書選定審議会に対する諮問について、御審議の程、お願いします。

教 育 長

ただいま義務教育課から議案第1号について説明がありましたが、意見、質問はありますか。

佐 野 委 員

前回の中学校の教科書の採択をしたときに、非常に、QRコードといったものを採用されて教科書の内容が随分変わってきたなということを感じました。報道によりますと小学校の教科書の採択についても

	<p>2024年度から小学校で使われる教科書、こちらの方は全11教科149点すべてに動画とか音声といったものが視聴できるQRコードが掲載されているということがあります。また2024年からこういったものをデジタル教科書に導入していくという、そういう構想もありますので、ずいぶん内容が変わっているんじゃないかなというふうに感じております。だから絵や音楽、動画を再生するようなこれまでにない教材がたくさん出てくるんじゃないかなと感じておるんですけども、私たちは目新しさやデザインとか使い勝手とか、そういったところを気にしてしまうんですけども、教育の専門家の方から見て、子ども達の教育効果が上がりそうなのはどういうものかというそういう視点を御指摘いただくと非常に助かるなというふうに感じております。よろしくをお願いします。</p>
<p>義務教育課長</p>	<p>ありがとうございます。我々はICTを活用した授業展開であったりとかそういうものを含めて新しい教科書が子ども達の学びにつながるようにしっかり見ていただくようにしていきたいと思っております。</p>
<p>教 育 長</p>	<p>議案第1号について、承認することとしてよろしいですか。</p>
<p>全 委 員</p>	<p>承 認</p>
<p>教 育 長</p>	<p>議案第1号を承認いたします。 次に、次回の教育委員会会議の日程について、教育政策課から説明をお願いします。</p>
<p>教育政策課長</p>	<p>次回の教育委員会会議は、令和5年5月25日（木）午後2時を予定しております。よろしくをお願いします。</p>